

寛政改革における幕府の房総廻村について

筑紫敏夫

はじめに

近世後期に実施された海岸防備政策が、江戸湾の沿岸地域に与えた影響には大きなものがあつた。すなわち、江戸湾防備を「委任」された諸大名には、この地域では広い一万五千石から三万石の領地（または預地）が与えられ、新領主の支配に対する広い範囲での「自治」的動向もみられ、また、防備に関わる農民の諸負担や、大名家臣の通行の急増による助郷人馬差出をめぐる地域間対立が顕著になつた¹⁾。こうした江戸湾防備政策の原型は、老中松平定信の老中退任によって、防備の実施は一時的に中断されるが、外国の圧力から軍事的に幕藩制国家を守ることを、この段階で政策的に提起したことの意味は重要であろう²⁾。

ところで、藤田寛氏は、松平定信政権の政治史的な位置を次のよ

うに整理している。(1)天明の打ちこわしなどで示された体制の危機を強く意識し、民衆を宥^{なだ}めて、支配を再建するために「封建的社会政策」を採用し、(2)失墜した幕府権威を回復し、公権力としての正当性を強めるために、「大政委任論」を表明して、近世後期の朝幕関係の枠組みを構築し、(3)ラクスマン来航に象徴される対外的危機に對しては、従来、曖昧なまま推移してきた対外関係の現状を固定して、「祖法」とみなさせ、幕末までの対外関係の枠組みを明確にし、それを担保するための軍事的な防備体制の強化めざした³⁾。このような定信政権の政治史的な位置というものは、地域に対しての個々の政策のなかには、渾然不可分なものとして現われてくると思われる。その点で注目したいのは、近年、研究がさかんになっている、変貌する「地域社会」の幕府による把握政策、または幕府や「民間」による地誌・書物編纂の問題である⁴⁾。これらの研究では、その多く

寛政改革における幕府の房総廻村について（筑紫）

が松平定信政権、及びその後の「寛政の遺老」らの政権の時期に着目している。松平定信は、執政にあたり、幕府の儀礼・政治の前例を知るために、幕府や大名家にあつた旧記録を保存・収集し、また「御実録又は風土記」などを編纂する必要性を幕閣で建議した⁵⁾。しかし、「風土記」などの編纂は、定信が老中を退任して、しばらくたつて、松平信明が老中首座となつた寛政十一年（一七九九）以降に始められた。また、寛政年間に幕命により編纂された地誌は、古川平次兵衛（古松軒）に依頼した『四神地名録』のみで、これも定信退任の翌年、寛政六年（一七九四）十一月になつて幕府に提出された。さらに幕府は寛政十年に全国の海岸絵図を完成させ、同十二年には全国の海岸測量を伊能忠敬に許可した。これらの海岸図の作成は、ラクスマンの根室来航にともなう対外的危機意識に大きく影響されたものであつた⁶⁾。以上のように、松平定信は、「風土記」や地誌、海岸図などを作成する構想をもっていたが、老中在任中に実現することはできなかったということになる。

本稿では、定信政権末期の寛政四年十二月と翌年に行われた幕府役人の房総廻村について論じてみたい。これに関しては、江戸幕府の「房総」観の成立をめぐる堀江俊次氏の次のような指摘がある⁷⁾。すなわち、安房・上総・下総三か国の総称である「房総」という呼称の成立は、享保年間に幕府が鹿狩りを行うにあつて、「房総」三國を中心に勢力人足を動員し、このころから支配権力としては「房

総」をトータルに認識しはじめた。ついで、ラクスマン来航を契機として、江戸防衛の動員体勢・台場の設置位置の決定などのために幕臣を巡視させ、村明細帳の提出や測量をした。この時期の定信の『宇下人言』には、海防に関連して「房総」・「総房」という文言が頻出する。このことから、「房総」という地域概念は、寛政期に、支配権力としての幕府によってまず認識が確定されたと述べている。

この堀江氏の指摘にも学びながら、本稿では、まず、寛政四年九月のラクスマン根室来航情報を受けた幕閣内での江戸湾防備政策をめぐる動向をたどり、そこから同年十二月に「内密」にそして緊急に実施された幕府普請役らの房総廻村の目的とその実態を提示する。次に翌五年正月から三月初めにかけて行われた勘定奉行兼帯関東郡代の久世広民らの廻村について論じてみたい。そして、最後に老中松平定信の伊豆・相模への見分をたどり、見分の目的を確認し、当初は予定されていた房総への見分が取り止めとなつた意味を考えてみたい。

一 寛政四年十二月の普請役の廻村

松平定信は、その政権成立の当初から、蝦夷地対策で他の幕閣の面々と対立していた。幕閣では老中格本多忠壽に代表される田沼政権以来の蝦夷地直轄開発論が大勢を占め、定信は、これに反対して、

蝦夷地の支配を松前藩に委任し、「火除地」として、非開発の立場をとっていた。寛政四年（一七九二）になって、蝦夷地の「建義とりあつかひ」を定信が担当することになり、そこで蝦夷地の防備策を立案すべく勘定奉行・寺社奉行・町奉行と儒者に諮問を行なった。定信の諮問に対して、三奉行・儒者からの「こたへまでも出さず」という状況であった。⁹⁾ 回答を待っている最中の九月五日にロシア使節のラクスマンが根室に来航し、大黒屋幸太夫ら漂流邦人の送還を江戸で行ないたく、翌年に回答がない場合は江戸に直行すると主張した。ラクスマン来航の報を受けた定信は、蝦夷地対策を緊急課題として取り組んだが、同時に自分の江戸湾の防備策を具体化する好機の到来でもあった。定信は、自伝の『宇下人言』¹⁰⁾で、次のように述べている。

海辺之御備の事かねぐ予建議してすでに言上にも及び、伊豆（松平信明・老中）殿しらべられ候へなかねていひけるに、いまにそのさたなし。

しかるに赤人直にも江戸へ来るべしといふは、江戸の入海の事なり。房相二総豆州は小給所多く、城などいふものも少なく海よりのり入れば永代橋のほとりまでは外国之船とても入り来るべし。さればこのときに至りては、咽喉を不経してたゞに腹中に入るともいふべし。

すなわち、江戸湾の防備については、定信はすでにいくつかの提案をしていたが、幕閣の姿勢は消極的であった。ところが、ロシア

寛政改革における幕府の房総廻村について（筑紫）

使節ラクスマンが江戸に直行すると告げるに及んで、定信は改めて江戸湾の防備が手薄なことを主張し、のどを経ないで直接に腹中に入る、つまり外国船は海から入れば何の障害もなく、江戸の永代橋のほとりまで侵入できるとして、防備の必要性を述べているのである。定信は自説の具体化を急ぎ、ラクスマン来航の翌月、十月初旬に海防策の「海辺御備愚意」をまとめ、老中に回覧し、勘定奉行と目付にも下げて意見を求めた。¹¹⁾

「海辺御備愚意」の中で、定信は、海辺の幕領の防備の弱さを指摘して、近隣の大名による異国船来航時の援兵体制の構築を述べ、「小給之分は隣領申合も定而致置候事ニ可有之候、是等之儀も委敷書付出候様、再触有之方と被存候」としている。¹²⁾ この近隣の領主で異国船来航時に兵を出し合うという構想は、実際に十一月八日に「海辺領分有之」諸大名にあてて全国に触書として出された。¹³⁾ 「海辺御備愚意」では、つづいて防備の弱さを次のように述べている。

第一安心不仕者、房州、豆州、上総、下総等ニ而、沼津辺よりハ大概海辺に居城も有之処、右四ヶ国者尤小給処、また御領等ニ而一向ニ御備無之、下田奉行も相止、浦賀より引移候上ハ、尚更御手当も無之同様ニ而、異国船右の場所より浦賀へ乗入、品川へ来る節ハ、大井川、箱根之御固メも、寔に徒然に相成、可恐の場所ニて候、

このように異国船の侵入に対して、安房・伊豆・上総・下総の四

か国の防備が致命的に脆弱であることを指摘している。この対策として、下田に「役宅」を建てて、見張番所などを置き、四か国内の旗本知行所を調べて領地替を行ない、一、二万石の大名を配置し、旗本を海辺に土着させる構想を述べている。さらに、来早春に將軍の家斉が神奈川宿から「御引網御獵」に行く予定であるので、江戸からは「小金ヶ原」も神奈川宿もほとんど同じ距離であるので、ついでに「御関船水主之業等」を將軍に見てもらえば、その時には警備体制も自然に整うことになるとしている。そして、將軍の「御引網御獵」御用懸りを自分（定信）や目付、勘定奉行兼帶関東郡代の久世広民が命じられているので、そのついでに浦賀、下田辺を見ておきたいとして、この段階ですでに沿岸の見分の意思を定信が持っていることがわかる。¹⁸⁾

以上のような「海辺御備愚意」を定信は老中などの意見を参考に修正し、十一月十九日に將軍に伺書を提出した。¹⁹⁾しかし將軍からは「思召無之由御答ニ付」、さらに詳しく調査してから上申するようにということであった。そこで、定信は寛政四年十二月十二日に勘定奉行柳生久通・久世広民の兩名に次のような案を提示した。²⁰⁾

まず、下田付近に三か所の役所を新設し、それぞれに寄合の三千石以上の者を二人ずつ勤務させ、その配下に小普請から「海手御番所上番」として二十五人ずつ、「下番」として百人ずつを配置して、土着させる。さらに安房・伊豆・上総・下総の四か国の内に、交代

寄合のような者を十人ほど配置し、しかるべき場所に役所を一、二か所新設する。そして、末尾では、將軍の「神奈川御成」を名目に定信自身が船見番所の設置場所の見分におもむきたいことを述べている。

このような定信の提案にもとづいて、勘定奉行らは協議を重ね、最終的に翌年の正月三日に、柳生久通・久世広民そして勘定吟味役佐久間甚八の三名の連名の「浦方御備御入用大凡積之義申上候書付」を久世広民が定信に上申した。この「書付」には、役所や住宅などの建設費、足高、役料、引越料などで、役所を五か所新設した場合、三万七千七百十両と米五千俵、六か所の場合、四万五千二百五十二両と米六千俵が必要だと、おおよその見積りが記されていた。²¹⁾この見積りが提出される直前の十二月二十七日に幕府は諸大名に向けて海防の強化を求める指示を出している。²²⁾

寛政四年十二月の幕府内でのこのような動きと連動して、同時進行で、安房・上総・下総・伊豆・相模の五か国の廻村の準備が進められていた。まず、定信が將軍に伺書を提出して、さらに詳しい調査を命じられたことをうけて、十二月一日には、勘定奉行久世広民が、勘定吟味役佐久間甚八の立会いの下で、普請役星野瀬助・辻民右衛門に、次のような内容の「内密達書」を出した。²³⁾

(1)五か国の海辺の防備のために、浦賀奉行所と同様の役所を下田辺
その他に設置する計画なので、浦々を廻って、しかるべき場所を

見立てること（上総・下総で四、五か所、安房で三、四か所、相模で二か所、伊豆で三か所の予定で、さらに三千石以上の者が在宅できる場所、また御徒組屋敷程度で二十人ほどが在宅できる場所五か所）。

(2) 古城跡陣屋などがあれば、それが(1)に適当かどうかを見立てて上申すること。

(3) 浦々で廻船などが発着する場所の近くに奉行所を建てる予定で、その最寄も支配するので近隣の村数を調査すること。

(4) 「自分共」（勘定奉行久世広民ら）の廻村の人数は、浦付村だけでは旅宿が賄えないので、近くの村々二、三か村を旅宿として見立てること。

(5) （久世らの）廻村時の人馬継立は、現地には定まった駅場もないだろうから、たとえ二、三か村でも組み合わせて継ぎ送りさせるので、この点で村方を糺すこと。

(6) 目付を一人ずつ付き添わせるので申し合わせて、（久世らの）廻村は来月上旬ごろに出発する予定だが、いつ頃がよいかを上申すること。

(7) 「一之手」は、「銚子より房州浦通海辺廻、右里数承糺之事」、「二之手」は、「豆州西浦通より東海道浦々、夫より相州海辺、浦賀、三崎迄里数承糺之事」。この二手に分かれて廻村をし、神奈川宿で落ち合って、打合せをした後に江戸に帰り廻村の様子を報告

すること。

以上の「内密達書」は、その内容からみて明らかに松平定信の江戸湾防備策の具体化のためのものであり、勘定奉行久世広民らが、翌五年正月の上旬ごろに廻村する予備調査が目的であった。さらに十二月四日には次のような触書が、松平定信から五か国の海辺に領地がある領主に発せられ、その手を経て村々に伝達された。²³⁾

此度安房・上総・下総・相模・伊豆五ヶ国浦附之村々御用之儀有之、此節追々見分被 仰付候、尤於場所地名、村高、山野之様子、村役人江相尋儀可有之候間、相弁候儀、無差支答申間候様、右国々海辺最寄之分、御料者御代官、私領者領主・地頭早々可申渡旨可被相触候、

十二月

ここで注目しておきたいことは、海防の役所などを新設するための見分とは、書かれていないことである。海防そのものが一種の機密事項であり、また領地替を伴うものであることから、本当の目的を告げることなく、単に「五ヶ国浦附之村々御用之儀有之」としたものと考えられる。普請役に出された「内密達書」という形式もこのような理由によるものであろう。

この触書と前後して、次のような触書が順達された。²⁴⁾

此度下総国銚子湊も房州海辺通り、夫も上総国木更津迄、浦々

御取締御用として廻浦いたし候ニ付、左之趣相心得候様可致候、

一、海辺村々之儀、一村限墨引絵図仕立置、見分之時可差出候、

一、御領私領共ニ去亥年割付写相認置、是又見分之節可差出候、

尤私領定免村々ニ而割付等無之村々者、高反別・取米永・小物成、
其外都而上納いたし来り候品、何に不寄委細相認可差出候、

一、海辺付隣村之儀、廻村者不致候得共、是又去亥年割付写、最寄

浦方見分之節可差出候、尤私領定免村ニ而割付無之村分者、前条
之通可相心得候、但、一村改墨引絵図差出候ニ者及不申候、

一、廻村日限之儀者追而可相触候間、其節村役人村境迄罷出案内可
致候、右之趣相心得、此書付早々順達いたし、上総国木更津迄

着之節相可達候、以上、

壬(寛政四年)
子十二月九日

御小人目付

小磯清九郎

御普請役

星野 瀬助

下総国銚子湊より房州海辺通り

夫より上総国木更津迄

右浦々并海辺付隣村々

名主、与頭、百姓代

「内密達書」にもとづいて、普請役星野瀬助と小人目付小磯清九

郎が廻村するにあたり、村々で用意する物などをあらかじめ指示し

たものである。まず、廻村の対象地は下総国銚子湊から安房国を經

て、上総国木更津までの海辺付の村だけであり、廻村した際、一村

ごとの絵図と昨年の年貢割付状の写を差し出す。さらに海辺付村に

隣接する村の場合は、昨年の年貢割付状の写のみを、近くの浦方を
廻村した際に差し出すことを命じているのである。ここでも、廻村

の真の目的を知らせることなく、「浦々御取締御用」とだけ記してい

ることに注目しておきたい。この廻村の時に提出された文書の写と
して、管見の限りで、安房国平郡内の船形村・龍鳴村・下佐久間村・

久枝村の「差出候写」が現存している。龍鳴村の「差出候写」を例
として次に示してみたい。

龍鳴村差出候写

村高三百壹石六斗五升五合四夕

田畑

内 八拾貳石壹斗四升三合

畑

七石

塩役

一、米貳百貳拾九俵貳斗貳升三合八夕

納辻

一、米百八俵貳斗貳升三合八夕

亥年納辻

一、家数百五拾軒

内 五拾貳軒

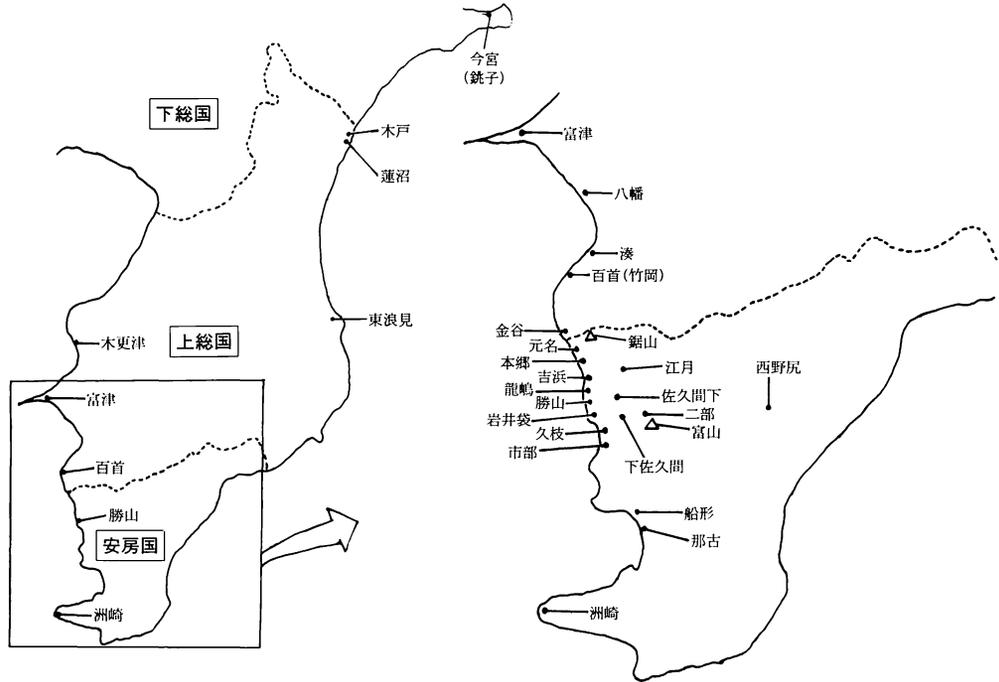
本百姓

四拾五軒

漁師

五拾三軒

水呑



〈関連略図〉

一、人数六百六拾貳人 内 男 三百四拾六人
女 三百拾六人

一、江戸通船 六艘

一、漁船 三拾艘

右之通差上申候、以上、

壬(寛政四年)
十二月十九日 酒井近江守知行所
安房国平郡龍嶋村
組頭吉左衛門
同 嘉右衛門

今日、小磯清九郎様、星野瀨助様御通り、差上申候、
龍嶋・下佐久間・久枝の三か村は、十二月十九日に廻村してきた
普請役星野瀨助と小人目付小磯清九郎に差し出したと明記してい
る。つまり、星野瀨助と小磯清九郎は、「内密達書」でいう「一之手」
であった。「差出候写」をみる限り、村高・上納物・家数・人数・「江
戸通船」の数、「漁船」の数だけの書上であり、村目細帳というには
あまりにも簡略な内容である。また、十二月九日付の触書にあるよ
うに、海付村の隣村からも年貢割付状の写（あるいはそれに代わる
物）を提出させたのは、勘定奉行久世広民らの廻村の際の人馬継立
や旅宿先の調査が目的であったと思われる。村絵図にしても、海付
村からだけ提出させており、海防のための役所を設置する場所を探
査するに足らないものであった。しかし、勘定奉行久世広民

寛政改革における幕府の房総廻村について（筑紫）

らの廻村の期日も迫っており、あくまでも緊急に勘定奉行久世広民らの廻村の時の宿泊・移動手段の調査（「内密達書」の(4)、(5)）を優先させたものと考えられる。

二 寛政五年正月・二月の勘定奉行らの廻村

普請役星野瀬助、小人目付小磯清九郎が房総の海辺村々を廻村する後を追うようにして、勘定奉行兼帯関東郡代の久世広民らの廻村を予告する次のような触書が順達された。²⁹⁾

此度伊豆・相模・安房・上総・下総国浦々御用ニ付、久世丹後守
其外御廻村ニ付、別紙奉行衆御連印御触書一通被遣候間、浦々御
料私領寺社領村々、此帳面ニ承知令請印、刻付を以継送り留り
村々当役所江可相返候、以上、

（幕府代官）
篠山十兵衛役所

右者請印帳面前書

御触書

此度伊豆・相模・安房・上総・下総国浦々、久世丹後守御取締
為御用、中川勘三郎、森山源五郎、佐久間甚八、其外支配向共
罷越候ニ付、彼地江江戸江 御用之書状差越候儀可有之間、其
旨相心得村々無滞往返共継送り可相届候、尤此触書不限昼夜

早々継送り、留村方最寄御代官江相達可相返者也、

壬
子十二月

（勘定奉行：佐橋佳如）

長門

（勘定奉行：曲淵景衡）

甲斐 安房国平郡・安房郡

（勘定奉行：根岸鎮衛）

肥前 御領私領寺社領村々

（勘定奉行：柳生久通）

主膳 名主、組頭

右此御触書当国荒川村より触出也、

ここでも廻村の目的を「伊豆・相模・安房・上総・下総国浦々」の取締御用としか記載していない。前半の「請印帳面前書」の「篠山十兵衛」は、勘定奉行兼帯関東郡代久世広民直属の「郡代手附御代官」の一人であり、後半の触書は、久世広民を除く勘定奉行の連名で、安房国の平郡・安房郡の全村にあてて出されたもので、平郡荒川村（幕領）から両郡村々に順達された。この触書と同文で、「下総国葛飾郡・相馬郡」の全村にあてたもの²⁸⁾、上総国武射郡・山辺郡村々にあてたものを確認することができ、房総三国では、二郡程度に区切って、確実にそして至急に順達されたことがわかる。この触書によって、表1に示したような多くの幕府役人が廻村してくることを村々では知らされたのであった。

久世広民らは、正月七日に江戸を出発し³⁰⁾、伊豆・相模などの海辺を約一ヶ月にわたって廻村して、二月六日に浦賀に到着し³¹⁾、その後、十日に船上総国望陀郡木更津村に渡り、宿泊、翌十一日には周准郡富津村に宿泊し、十二日から十四日まで天羽郡百首村に滞在し、

十五日には安房国平郡那古村に宿泊⁽³²⁾。その後、安房国の海辺村々を通り、二月二十四日の夜には上総国武射郡の木戸村と蓮沼村に分宿、翌二十五日は、下総国海上郡今宮村に宿泊し⁽³³⁾、さらに常陸国付近まで北上して、三月初めに江戸に帰った⁽³⁴⁾。表1の幕府役人に加えて下役人もおり、さらに長持・具足箱などの荷物もあつて、一行の通行には、一度に人足三百人・馬四十疋を必要とした⁽³⁵⁾。

このような日程とコースで実施された、勘定奉行兼帯関東郡代久世広民らの廻村の実態と廻村先の村々の受けとめ方について、安房国平郡を中心に見てみたい。表2は、平郡内に十か村を知行する旗本酒井氏の「板井ヶ谷陣屋勤方日記」から、久世広民らの廻村関係の記事を抽出したものである⁽³⁶⁾。この表2から、まず第一に助郷人馬差出をめぐる村々の対立とそれへの調停システムについて、第二に廻村の目的が伏せられていることから発生した村々や領主による情報収集について、第三に久世広民らの廻村の目的と実態との差異について、第四に久世広民らの帰府後に幕府代官の手代が村高書上を提出させたことの意味について、以下、それぞれ論じてみたい。

まず、第一の論点であるが、久世広民らの廻村を前にして、助郷人馬の差出などをめぐって、旗本酒井氏知行所の村々と安房勝山藩領村々との間で対立が起こっている。表2の正月十六日に記載された人馬差出の触書とは次のようなものである⁽³⁷⁾。

表1 寛政5年正月・2月の主な廻村役人

勘定奉行	久世広民（関東郡代兼帯）
目付	中川忠英・森山孝盛
勘定吟味役	佐久間甚八
勘定組頭	勝屋彦兵衛
勘定	椎名五郎八・宮川龍八郎
代官	篠山十兵衛・内方鉄五郎
徒目付	湊五郎右衛門・鈴木八兵衛
小人目付	清水友八・山本勘太郎・小磯清九郎・岩崎半五郎
普請役	荒井平吉・星野瀬助・辻民右衛門・秋田岡右衛門・長岡亀吉
代官手代	長谷川与四郎・小嶋専八・神保七兵衛・高野直作

(註)・千葉県安房郡富山町 久枝区有文書「久枝村差出帳控」(村況1-5)、安房郡鋸南町下佐久間 富永悟家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」(A支配7)より作成。

表2 寛政5年 勘定奉行久世広民らの廻村

月日	事 項
正月8日	旗本酒井氏の板井ヶ谷陣屋に知行所10か村の村役人を呼び出して、浦々取締のため公儀役人が廻村するので、人足の手配を申し渡す。
16日	この程、公儀役人の廻村の時の人馬差出の触書が届いたので、この日、近隣の村々で会合。差出の方法がわからないので散会。
18日	再び近隣の村々で会合。酒井氏知行所10か村で人馬を差し出すか、10か村に、本家にあたる安房勝山藩領の村(6か村)を加えた16か村でまとめて差し出すのかなどをめぐり、会合が紛糾して決裂。その夜、酒井氏知行所10か村は、会合の様子を大名主四郎右衛門と板井ヶ谷陣屋に届け出。夜中だが、大名主が陣屋を訪れて会談。陣屋の役人吉野岡右衛門が、勝山藩の勝山陣屋に向向いて掛け合う。その結果、勝山藩代官檜口丈右衛門が藩領村々が不埒なことを認め、「明日、勝山藩の大名主又右衛門に旗本酒井氏の大名主四郎右衛門に対して掛け合わせること、人馬差出には入用などは全く懸けないことを請け合う」と言明。そこで役人吉野岡右衛門は板井ヶ谷陣屋にもどり、待機していた知行所の村々に伝え、村々は午前2時ごろ引き上げる。
19日	久枝村の組頭忠右衛門が、陣屋を訪れ「公儀役人の廻村の時に市部村(勝山藩領)に宿泊となった場合、隣の久枝村にも分宿するように市部村から要請があった。そして、人馬助郷譜入用を久枝村も負担するのは迷惑」と上申。陣屋は「宿泊村は決定していない。勝山藩大名主からの掛け合いを待っているので、一兩日待つように、掛け合いの後に手段を命じる」と回答。
20日	大名主四郎右衛門に勝山藩大名主の使者が到来、相談したいことがあると告げる。明日、こちらから挨拶に行く」と回答。
21日	大名主四郎右衛門、勝山藩の元大名主新兵衛宅へ行き、勝山藩大名主又右衛門と相談。公儀役人廻村の時の人馬差出をする村を、勝山村に宿泊の場合と市部村に宿泊の場合と二通りで決定。浦方見分なので浦方村々(知行所では久枝・龍嶋両村)からの人馬差出はしないことにする。
2月2日	龍嶋村組頭庄助が、このほど届いた公儀役人廻村の触書写を陣屋に持参、陣屋では触留に写し取る。
9日	雨。先日、岩井袋村組頭の瀬兵衛、崩れている「引越坂」手入を願い出る。陣屋では、浦方廻村があるので、この日、鎌・楯持参の手入れ人足20人を明日、出すように龍嶋村に命じる。
10日	龍嶋村の人足20人、岩井袋村の「引越坂」手入れ、昼前に終了。公儀役人、上総国望陀郡木更津村に船で到着、同村に宿泊。
11日	早朝、久枝村・龍嶋村の者、「御廻村方見届」に出発。久枝村の人足で、陣屋内外の掃除。龍嶋村組頭庄助、西浦賀伊勢屋忠兵衛がもたらした相模国三浦など通行の人馬差出の触書を届け出。 夕方、久枝村から見届に出た六郎左衛門、陣屋に「上総国天羽郡八幡村で様子を聞いていたところ、周准郡富津村からの使者に出会い、天羽郡百首村の源左衛門宅で使者の知らせの内容(11日、富津村に宿泊、12日、百首村源左衛門宅に宿泊の予定)を聞いた」と届け出。 夕方、大名主四郎右衛門、久枝村源太郎を陣屋へ連れてきて、公儀役人の様子を「すべて手軽に野菜など有り合わせの物でよい。宿舎は障子張替や雪隠なども手入れをしなく

月日	事	項
		てよい。しかし、相模国三崎辺で、村の者が羽織袴で居間へろうそくの芯を切りに出たところ、少々、叱責。また人足が具足櫃が重すぎて崩してしまい、これは戦の道具だと咎められ、浦賀・本牧辺まで「御繩=罷出候」と噂がある」と届け出。
2月12日	雨。佐久間下村名主、百首村へ公儀役人の様子を問合せに行くのを延期。龍嶋村組頭庄助、代官内方鉄五郎触書（道橋手入れ無用）と普請役辻民右衛門触書（村高書上など差し出し）が届いたことを陣屋へ届け出。	公儀役人、百首村に宿泊。
13日	大雨。久枝村、廻村御用書上について陣屋に内々に問合せ。下佐久間村に陣屋詰め人足を4人命じる。大名主、陣屋に出勤、人馬割合、宿割合などを相談。龍嶋村組頭、村高書上の事を陣屋に問合せ。陣屋でも公儀役人について独自に「内々承合候処、未様子相分り不申候」。公儀役人、大雨のため百首村に留まる。	
14日	雨。知行所8か村の人馬が下佐久間村内に待機、佐久間下村は大乗院、下佐久間村は熊野社、他の6か村（検儀谷原・二部・吉井・米沢・合戸・宮谷）は堤ヶ谷に。雨が強くなり、村々人馬は陣屋門前に引き揚げ、宿を頼む。大名主の詰所は陣屋門前の利兵衛宅。陣屋役人、極楽寺（龍嶋村内）まで出迎え。	公儀役人、百首村に留まる旨の触が到着。陣屋に知行所8か村の村役人を呼び出し、触の内容を伝え、人馬御用を丁寧にすることを命じる。
15日	雲晴れる。公儀役人、百首村出発、天羽郡金谷村・平郡本郷村で人馬継立。陣屋役人吉野岡右衛門、龍嶋村まで出迎え、久世広民と川知ゆえ、言葉をかけられ、江戸表（旗本酒井氏）にこれまでの道中が無事であることを伝えるように仰付けられる。公儀役人、勝山村で昼食。公儀役人は一同で昼食をとらずに「勝手次第、寄々」と噂あり。やがて、公儀役人ら、岩井袋村名主俣らの案内で廻村。久世広民は他の役人より後から移動、板井ヶ谷陣屋門前で立ち止まり、「ヲレハトコマテハイリテモヨイ」と言葉をかけたので、陣屋の門を開こうと人足らが手間取っているうちに「ヨイワヨイワ」と言って、他の公儀役人とともに岩井袋村の坂まで行き、その後も廻村。廻村時、龍嶋村・久枝村、村高書上を差し出す。	知行所村々と市部村で人馬を継立、公儀役人は、その夜は平郡那古村に宿泊。この度の雨で道が悪く、人馬は夜になって帰村。
17日	龍嶋村・久枝村、村高書上写を陣屋に差し出し、陣屋では江戸屋敷に送る。	
3月2日	佐久間下村名主が、幕府代官篠山十兵衛手代の長谷川与四郎から廻状（村高などを書き上げ、安房国長狭郡西野尻村の詰所まで持参を命じる）が届いたことを陣屋へ報告。平郡内で、書上を命じられたのは、元名・大帷子・江月・吉浜・久枝・佐久間の各村で、佐久間下村名主は「佐久間」だけではわからないので、念のため佐久間中村・下佐久間村にも伝達。	下佐久間村筆取が「代官篠山の呼び出しの廻状には「佐久間」とだけで自村の御用ではないのではないか、佐久間下村名主とともに西野尻村役所に問い合わせに行きたい」と陣屋に申し立て。
	久枝村組頭が「代官篠山の呼出廻状の最終の村なので今日、廻状を返しながら書上を出しに西野尻村へ行く」と届け出、陣屋では「下佐久間村・佐久間下村が明日、西野尻村に行くので、村に帰り日延を相談するように」と求める。しかし、この日、久枝村組頭、西野尻村に行き、廻状を返して書上を提出。	

月日	事	項
3月3日	久枝村組頭、西野尻村の代官篠山氏役宅に行き、書上を提出して帰村したと陣屋に届け出。下佐久間村筆取、西野尻村に行くが留守のため、宿泊。	
4日	久枝村組頭が西野尻村の代官篠山手代の長谷川与四郎に提出した書上の下書を陣屋に持参、西野尻の様子を問われて、安房国村々を選抜しているようだと言われ、下佐久間村筆取、西野尻村で書上などを提出し、その席で佐久間下村名主の呼出廻状が出され、日暮れ過ぎ佐久間下村名主が到着、代官篠山手代の長谷川に兩名が、この度の御用筋を問合せたが返答なし。	
5日	下佐久間村筆取、西野尻村の様子を陣屋に「安房国の「内浦付」（内房付）村にもかかわらず「凡五十余郷」も西野尻村に呼び出されている。遠村であっても峯岡牧御用を命じるための準備という噂もある」と届け出、提出した村高書上の下書を持参。そこで、陣屋では江戸屋敷に飛脚を差し出す用意をする。	
6日	陣屋役人吉野・佐藤両氏連名の用状（代官篠山手代の長谷川与四郎に関わる久枝・下佐久間・佐久間下村の件）を江戸にとどけるために飛脚を派遣。飛脚の者、勝山浦から乗船するところを間違えて百首村まで行ってしまい、少々遅れ。	
10日	飛脚の者、江戸より帰る。江戸屋敷から未だ仰付けなし。	

（註） 鋸南町下佐久間 富永悟家文書「板井ヶ谷陣屋勤方日記」（〇日記4）により作成。

久世丹後守様御内金子庄左衛門殿方御触書

此度浦々御取締ニ付、相模・伊豆・駿河・安房・上総・下総・常陸国、丹後守并支配向とも被致廻村候ニ付、宿々村々浦方共、道橋掃除者勿論取締等決而被致間敷候、宿々村々浦方止宿之分ハ、上下共木銭米代相払被致止宿候間、所有合之品ニ而一汁一菜之外堅く差出申間敷候、休之儀者上下共弁当為持候ニ付、相応之茶代相渡候間、湯茶之外用意致間敷候、在中止宿之儀可成丈ヶ寺院ニ致し、有来之俣ニ而新規取締候儀無用ニ候、尤相調候品ハ代物相渡候ニ付、所ニ無之品不及支度無益之品用意致間敷候、上下人数之儀者先触之通可被相心得候、

附、上下共泊り休ニ而相調候品々、如何様之輕キ品にても代物之儀者^{（上取）}売上取之、相払候様申付候間、若代物不相渡もの有之者早速可申聞候、止宿之砌夜具其外道具類聊之品ニ而も紛失、又者損候ハ、其段相改出立之朝迄に可申聞ハ、相応之代物可相渡候、若其節改落等も有之、後日申出候而者全ク申懸之筋ニも相成候条、心得違無之様可被致候、万一取紛払落之品も有之候ハ、無遠慮可申聞候、尤右之趣、召連候末々之もの迄厳敷申付置候、

一、御朱印并御証文人馬之外、雇人馬共先触之外、余計之人馬共差出申間鋪候、

附、先触之外万一病人等有之差懸り雇人馬申付候節者是又御

定之賃銭請取之、且在中雇人馬儀茂、其所相応之賃銭請取之可申候、尤先触之外余計人馬堅差出申間敷候、

一、道中船渡場有来通ニ而、乗場之繕等致間敷候、川越人足者御定之通相心得、余計之人足差出申間敷候、

附、平生川越場ニ無之場所ニ而若出水等有之、越候儀危時者、其所仕来之通人足差出差支無之様可致候、

一、召連候家来下々ニ迄、万ニ無心ケ間敷儀申候欤、又者押買惣而無体不法之儀申掛其外不法之儀有之者、無遠慮早速可申間候、難儀無之様可申付候、若心得違少之事ニ而も隠置ニ於ハ、遂吟味候之条、其旨能々可被相心得候、

一、泊休之村々宿々并廻村中之村々共、御用中家来末々之者共迄礼物等之儀ハ不及申、聊にても手入ケ間敷儀致間敷候、

右触書之通相心得承知之趣致印形、早々相廻シ心得違無之様可致候、尤右之趣末々之者迄得と申付置候、惣而此方ハ差図無之品不及用意候、少茂費之儀無之、宿村浦々入用不相掛様ニ取計、後日彼是難渋之筋願ケ間敷儀無之様精々可申合候、以上、

寛政五年癸丑正月二日

久世丹後守内

金子庄左衛門

長文で詳細な触書であるが、人馬差出や宿泊賄などに村々からの余分な出費はさせないことを強調するだけで、具体的な人馬数や宿泊地などは、ここには記されていない。そのため村々の間で、

これまでの助郷人馬の慣行との関係をめぐって対立が発生したのである。しかし、これも旗本陣屋の役人と本家の勝山藩役人との間の深夜の会談(表2の正月十八日)を経て、双方の大名主の間で、今回の廻村時の人馬差出と宿泊賄が決定され(正月二十日)、具体的な人馬先触が届き(二月二日)、雨で一日待機となったものの、決定にしたがって人馬継ぎ立てが行なわれたのである(二月十五日)。助郷人馬をめぐる村々間の対立が個別領主・大名主の調停によって解決され、地域の秩序が維持されている実態をみる事ができよう。

第二に注目されることは、廻村の真の目的が知らされず、あいかわらず「浦々御取締」であったことである。ただし、前掲の十二月付の勘定奉行連名の触書には、「伊豆・相模・安房・上総・下総国浦々」とあったが、久世広民の家臣金子庄左衛門からの触書を含めて、その後の久世ら一行の人馬先触には「相模・伊豆・駿河・安房・上総・下総・常陸国」とあって、廻村の範囲や触書伝達の範囲が、駿河・常陸の二か国分増えているのである。しかし、このことは少なくとも安房国平郡では問題になっていない。問題になったのは、廻村の目的や廻村役人への対処方法であった。例えば、前述の人馬数や宿泊地が明記されていない触書がまず出されたため村々で不安感が生じている。ただし、この点は二月二日に詳しい人馬先触が八通も一度に届いたことにより「解消」した。

また、一行が船で木更津村に到着した翌日の早朝から「見届」の

者が何人も出かけて、一行の動静の情報収集にあたり、陣屋にその結果を報告している（表2の二月十一日）。旗本酒井氏の陣屋役人も、一行がやってくる直前の段階で「未様子相分り不申候」と記しているのである（二月十三日）。廻村の時に久枝村・龍嶋村が提出した村高書上の写を陣屋がすぐに江戸屋敷に送っている（二月十七日）ことも、情報が不足しているなかで、江戸屋敷の判断を仰ごうとしたものと考えられる。さらに三月にはいつて代官手代長谷川与四郎への村高書上提出をめぐっても、持参した村役人が「此度御用筋聞合候処、何れ同様也」として回答がなく（三月四日）、しかも村高書上の持参を命じられた村が広範囲に及び、しかも特定の村に限定されていたために嶺岡牧の御用を命じる準備ではないかという噂が広がり、陣屋でもあわてて江戸屋敷に様子を知らせる飛脚を派遣したのである（三月六日）。

以上の事例から人馬差出や宿泊賄を円滑に行うための事前の見届けという意味もあつただろうが、それだけではなく、海防施設建設のための用地の見立てという廻村の目的が伏せられていたため、陣屋の役人も含めて、地域では廻村役人の動静に強い関心が持たれ、情報収集にあたり、不安と憶測が生じているのである。

第三に久世広民らの廻村の目的に対して、実態はどうだったかということである。二月十五日に行われた旗本酒井氏知行所村々周辺の廻村の様子をみると、まず、金谷村・本郷村で人馬を継立てた後、

その夜、那古村に宿泊するまで、非常に短時間で廻村している。このことは房総全体の廻村についてもあてはまる。二月十日に木更津村に着き、房総半島の海辺を通って常陸国付近まで行き、三月の初めには江戸に帰っており、この距離を一ヶ月弱で廻村していることになる。雨天のため、百首村に二月十二日から十五日の朝まで足止めをくつていることからわかるように、天候によっては移動できない日もあつたと推定され、実質的な廻村の日数はさらに短かつたのである。これでは、現地調査・探索というには不十分であつた。さて、表2の二月十五日をみると、「板井ヶ谷陣屋勤方日記」という史料の性格からか、久世広民の動向の記述が中心である。それでも、一行が一同で昼食をとっていないようであること、久世広民は他の役人たちより遅れて歩いていることなどから、実質的な廻村・調査は、下役人が行なつたものと考えられる。調査の実態をみるために、二月十二日に龍嶋村から板井ヶ谷陣屋へ届けられた二通の廻状を次に掲げてみたい。⁽¹⁰⁾

急御廻状

一、其村々此度御勘定奉行、御目付、吟味役、御徒士目付、其外共、浦々御取締御見分爲御用、先達而相触候村々御廻村、右ニ付道橋掃除ケ間鋪儀、決而致間敷旨、其節相触置候処、村々ニ寄、道橋取繕、盛砂等いたし候村々有之、甚心得違ニ付、此上右体盛

砂并道橋掃除取繕等之儀、決而致間敷候、富津村と総州香取郡佐原村迄、急キ早々順達、村名相認、入念請印あたし留り佐原村ニ而可相返候、以上、

癸(寛政五年) 丑二月十一日

(幕府代官) 内方鉄五郎手代

神保 七兵衛

高野 直作

(幕府代官) 篠山十兵衛手代

長谷川与四郎

小嶋 専八

御本書之外 別紙巻通

何国何郡何村

誰知行

- 一、高何百石
- 一、高何百石

- 一、高何石

合高何程

- 一、家数何程 人別何程

- 一、村方稼者何々

- 一、漁運上・浜運上・船役銭、何程

- 一、跡村江何程、前村江何程

右、手札之様ニいたし、辻民右衛門殿江可差出候、

但、半紙半枚ニ認メ可差出候事、

前者は、富津村に滞在中の一行のうち代官手代からの道橋の掃除・修繕及び盛砂無用の廻状である。後者も、同じ代官手代が出したと思われるが、普請役辻民右衛門に村方から提出するように命じた村高書上の雛型である。次に、龍嶋村が、廻村時に差し出した書上の写を掲げてみよう。⁽¹⁾

酒井近江守知行所

安房国平郡龍嶋村

- 一、高三百貳拾五石八斗三升七合

内、貳拾四石壹斗八升壹合六夕

- 一、高拾九石八斗九升五合

合、三百貳拾壹石五斗五升四夕

- 一、家数百五拾軒 内 寺 壹軒

社人壹軒

- 一、人数合六百六拾貳人

内 男 三百四拾六人 女 三百拾六人

- 一、永拾貳貫文

右者不漁之節、御用捨御座候

- 一、永九貫五百文

- 一、江戸通イ船

- 一、漁船

引高

古新田畑

有高

沖運上

浦運上

六艘

三拾艘

寛政改革における幕府の房総廻村について（筑紫）

一、網漁・小漁共かせぎ仕候、

一、当村組頭宅方北、大六村名主宅迄、道法凡九丁半程、

一、当村組頭宅方南、勝山村名主宅迄、道法凡七丁程、

癸
寛政五年
丑二月十五日

龍鳴村

与頭吉左衛門

同 嘉右衛門

同 庄 助

但、此書付、当テ名不仕候得共、佐久間甚八殿、辻民右衛門

殿江書上、差出候、

勿論、絵図面共差出候共、不写村方ニテ有之候、

この時の書上には、龍鳴村の他に、管見の限りで、久枝村¹³と上総国長柄郡東浪見村¹⁴の「書上写」がある。これら三か村の書上を比較すると、項目がほぼ一致し、先に引用した雛型にもとづいて作成されたものであることがわかる。前回の寛政四年十二月に普請役らに提出された「差出候写」と比べると、今回の書き上げでは、「村方稼ぎ」と漁業に関する税、及び「跡村」・「前村」への距離の三項目が増えている。廻村の一行としては、海防施設を建設し、その周辺の村々を領有することも構想していたので、村の「繁栄」の状態や徴収できる漁業税を把握し、選定のための判断材料にしたかったものと思われる。また、道筋の前後の村との距離を把握することも廻村

には必要なことであった。

この時の書上は、勘定吟味役佐久間甚八、普請役辻民右衛門に差し出されており、彼らは久世広民とは、やや離れて、直接村方を訪れて書上を受け取ったものと推定できる。また、旗本酒井氏知行所村々でみると、前々からの触書などに「浦々廻村」と繰り返し記されていたように、龍鳴村・久枝村という海辺の村だけの廻村であり、村高書上の提出であった。さらに龍鳴村の書上の添書の部分にあるように、村絵図を差し出したが、候補地や重要とみなさない村の場合には、写し取ることもせず、その場で返却しているのである¹⁵。

以上のような廻村の実態をみると、かなり短期間の急いだ廻村であった。実際に村で書上を受け取っているのは普請役らで、昨年十二月の書上に追加された項目からは、海防施設の建設地の見立てとその周辺を領有するための判断材料とする意図をうかがうことができる。また、廻村は今回も海辺の村に限定され、村絵図は必要に応じて提出させた。海辺の村以外は、今回も廻村はなく、特に書上の提出もなかったのである。

表2から述べたい最後の点として、代官手代への村高書上の提出についてみてみよう。まず、幕府代官篠山十兵衛の手代長谷川与四郎らは、勘定奉行久世広民らが安房国から東上総の海辺に向かった後も、安房国長狭郡西野尻村の八丁陣屋¹⁶下の詰所に残り、村高書上を特定の村に持参させている。手代長谷川与四郎からの廻状と久枝

村からの書上は次のようなものである。⁽⁴⁶⁾

覚

一、村高 何程

内

高何程

誰支配所

高何程

江戸屋敷付 誰領分

高何程

同 誰知行

高何程

何寺領 御朱印・除地

右案文之通相認、此廻状披見次第、長狭郡西野尻村我等詰所江無相違持参可被差出候、尤相違等無之様念入相認可申候、廻状早々順達、留り村と可被相返候、以上、

癸^(寛政五年)

丑二月廿九日

篠山十兵衛手代

長谷川与四郎 印

覚

一、村高 三百八拾九石三斗四升貳合

田畑

右之通相違無御座候、以上、

丑三月二日^(寛政五年)

江戸湯嶋天神下妻乞坂

酒井近江守知行所

安房国平郡久枝村

与 頭忠右衛門

同 忠左衛門

篠山十兵衛様御手代

長谷川与四郎様

百姓代清兵衛

この久枝村の書上の他に、下佐久間村と佐久間下村の書上⁽⁴⁷⁾があり、引用した雛型のとおりである。これまでの書上と比べて、たいへん簡略な内容である。新しく追加された点といえば、村の領主の江戸屋敷の場所だけである。表2の三月四日・五日の記述からは、安房国の村々のうち「凡五十余郷」が書上を持参させられており、指定された平郡内の六か村をみても、必ずしも海辺の村だけではない。前述のような噂がたつたのは、書上を持参させる理由を告げなかったこと、さらに持参させた詰所が、嶺岡牧を管轄する八丁陣屋の下に位置していたためである。この書上の提出は、久世広民らの廻村の補充調査であったと思われる。しかし、手代の長谷川与四郎が三月三日は詰所を留守にして、翌日に戻ってきており、山間にある西野尻村を起点にして廻村をしていると思われること、また、海辺でない村からも書上を持参させていることから、これまでの廻村とは違った見分⁽⁴⁸⁾の方向性が見えはじめていることを指摘しておきたい。

三 寛政五年三月・四月の老中松平定信らの見分

勘定奉行久世広民らは、五か国浦々の廻村を終えて、三月の初めに江戸に帰るが、廻村先からであろうか、二月のうちに、廻村の報告書を提出した。その中で、伊豆国は下田、伊浜、蓮台寺、相模国は三崎、浦賀、上総国は百首、勝浦、安房国は洲崎、下総国は銚子、以上の九か所に番所などを設置することを提起した。⁽¹⁹⁾ 報告書を受け取った老中松平定信は、「任かせ難き様に覚え、かかりもまた節々見分廻村せよとしきりに申す」ので、勘定奉行久世広民らを従えて、三月十八日に江戸を出発した。⁽²⁰⁾ この見分は、將軍家斉の意向にも沿ったものであり、出発に先立って十三日には「海上浦々為見分御用罷越候ニ付、於^(平出) 御前被下之」ということで、將軍から「御羽織、時服十」、「若君様方八丈嶋五反」を特に与えられている。⁽²¹⁾

定信らの一行は、相模・伊豆を見分して、四月七日に江戸に帰り、翌八日には將軍に拝謁をしている。⁽²²⁾ この間、三月二十八日には將軍から定信のもとに書状が発せられるなど、定信の見分に対する將軍の期待をうかがうことができる。⁽²³⁾ 定信らの見分の目的は、言うまでもなく海防施設を設置する用地を見立てることにあった。見分の途中、三月二十二日に定信が伊豆天城山南麓の梨本村で、勘定奉行久世広民に出した「伊豆御備」についての書取には、次のようにある。⁽²⁴⁾

（前略）伊浜、下田者、大概一日ニ相通じ候場所ニ而、右両所を午角之備ヘニ致し可然候、蓮台寺者土著被差置候ニ及不申候、下田多勢ハ人々差置候迎、外蛮之船を下田ニ而喰留候事ニハ成間敷義（中略）左候ヘバ上陸の上の御備ヘ「」 」「大切之義に候、只浦賀は咽喉の地ニ付、富津之出崎「」 」「之事ハ走水辺ニ而確と御備ヘ被指置可然候、又伊豆国ハ上陸致し、天城を越候ヘ共、葦山竝柏窪之御備ニテ以逸待劳候義、必勝之地理、殊ニ柏窪は、大見、加殿之両川を引受候ヘば、江戸之方ヘハ迎も為越間敷儀ニ付（後略）

定信は、勘定奉行久世広民らが番所の設置候補地としてあげた下田、伊浜、蓮台寺について論ずるだけでなく、江戸を防衛するにあり、異国船の江戸湾への侵入や伊豆に上陸してきた場合の迎撃についてまで想定している。単に海辺に番所を置くだけではなく、内陸での交戦も戦略的に含んだ見分をしているのである。

三月二十三日に定信が勘定奉行久世広民に出した書取には、「葦山井下田古城跡」を絵図だけでなく、「地理之様子見候ため」紙形・木形にして、おおよその縄張などを考慮に入れて、將軍に見せたいと述べている。⁽²⁵⁾ このように定信の見分は、これまでの勘定奉行、普請役らだけの廻村とはちがひ、内陸も含んだ防備を考慮したものであった。単なる「浦々廻村」ではなく、地理を「見分」することが目的であった。定信は、「寛政四五のころより紅毛の書を集む。蛮国は

理にくはし。天文地理又は兵器あるは内外の治療、ことに益も少なからず」ということで、西洋の天文地理にも関心を持っており、これに伝統的な兵法の防禦策を合わせた防備構想を描いていたものと思われる。この点が、それまでの幕府役人の廻村が平面的で、しかも海辺中心であったことは根本的に異なる点であった。山間の古城跡の見分などが行われたように、内陸を含んで、立体的に地理を把握することを望んだのである。定信が、この見分に谷文晁をともなつて、見分の成果として「公余探勝図」を描かせているのも、そのような意図があつたからかもしれない。

さて、定信らの見分について、寛政五年の三月にはいつて、安房国平郡龍嶋村に、西浦賀伊勢屋忠兵衛から、次のような内容の人馬用意の知らせが届けられた。それは、勘定組頭一名、勘定二名、徒目付一名、普請役三名、小人目付二名（以上、三月十五日に江戸出立予定）、目付中川・森山、徒目付一名、小人目付二名（以上、三月十七日出立）、勘定奉行久世広民、徒目付一名、普請役三名、小人目付二名（以上、三月十八日出立）の分の人馬先触であった。つづいて、三月十五日に同じ伊勢屋忠兵衛から龍嶋村に、前の先触に加えて、老中松平定信、代官大貫治右衛門・篠山十兵衛の分の人馬先触が届き、一行の通行に必要な人馬は馬三十四疋、人足百二十七人となり、次に分宿の区分や宿泊賄いの簡素化などが記されていた。この触は、「上総国百首村と安房国浦々、夫と東上総川津村まで為心得

触」ということで、龍嶋村では、これらの触を「為念写之」ということで書き留めた。

また、天羽郡岩坂村には、三月十六日に、三月九日付の久世広民からの触書が届き、そこでは松平定信が、伊豆・相模・上総に廻村するので、幕府代官の指示に従い、人馬差出を怠らないことを命じている。この触書は、上総国天羽郡・周准郡・望陀郡・市原郡内の全村にあてたものであり、続いて次のような指示が記されていた。

今度松平越中守様海辺御見分ニ付、百首村御通行筋ニ相成候処、
繼立人馬不引足、依之別紙御触書写相廻候間、右之趣相心得追
而人馬数相触次第無滞可被差出候、尤以来助郷等之例ニ者不相成
候間、心得違無之様可相致候、右承知之村々別紙受取帳へ村高
相認、村役人御受印致、此回状刻付を以写相廻、明十九日夕方
迄百首村我等旅宿江可被相返候、以上、

丑三月十六日

大貫次右衛門

手代

篠山十兵衛

田中紋 四郎

大場八郎右衛門

この触は、幕府代官の手代から、天羽郡湊村など十九か村に、定信の百首村通行の際に臨時に人馬を差し出すことを求めたもので、助郷などの前例にはしないと声明している。このように松平定信の江戸出立に先立って、幕府代官の手代が百首村に滞在し、定信ら一

行の通行のための準備をしているのである。しかし、定信の房総見分は、実際には行われなかった。その事情を次にみてみよう。

定信が見分の途中、三月二十五日に勘定奉行久世広民に出した「書付」のうち「房総之事」⁽⁶⁾では、次のように述べている。房総の「御備」について、百首や勝浦などは見分をしたいが、安房国などの地理が不案内である。伊豆国の場合は「画図有之故に考も付申候」⁽⁷⁾であるが、それでも一応見分したがなかなかわかるものではない。まして、安房・上総・下総の図は、「御国総図を本」にしたもので「唯無心に山のかたち計認有之無益」⁽⁸⁾であるとしている。そこで「此山高さいかほど、峠上りいか程、此山いつ方之山につゝきなど申す類、くはしく向背嶮易まで認之、海なとも処々にて浅深を認め、此浦より何方之浦と、いつ方の国見え候などの事迄も書記し、古城跡は其心得にて別画を取立、浦湊船かゝり杯も認、右を本に致し、くみ立候は、可然哉と存候」と、詳細な房総三国の「画図」の必要性を説いている。末尾では、この先、百首村に渡海しようとして、風などのために一兩日でも待つようであれば、百首辺を浦賀・走水あたりから遠望するだけで帰府してもかまわないとしている。この段階では、定信は房総への渡海中止を決めてはいないが、地理不案内を理由に消極的になっていることがうかがえる。

ついで、三月二十六日に定信が、勘定奉行久世広民と目付中川忠英にあてた「書付」では、次のように述べている。⁽⁹⁾

（前略）只今心掛りに存じ候は房総にて、尤百首、富津は見分致し候へ共、此間申入候通、一体見不申候ては已に愚考にもつき不申、出立前之考と場所見候ては大いに違ひ、一ト通り之絵図のみにては、中々浅智にては手にとり候様には無之、（中略）房総見分は来年比に可致候、絵図くわしからず候ては、其訳は伊豆見候ても、一々一国之地理分りかたき故、此度之場所御普請とても、石垣其外よほと之事故、たとひ房総見分済候ても、同時に普請等は迎も出来申ましく、出来候とても被遣候小給、小普請、選ひ方杯も、数ヶ所そろひ候儀は無覚束、さ候へは、此間申入候房総見分委細之絵図、御普請役二三人、御小人目付差添、一向に浦賀見分すみ候は、直に被遣、其絵図出来之上は、伊豆御備場所も取極り、御普請にもかゝり可申欵、（中略）此度之海辺備は、赤人蝦夷地へ来り候機会にて、其事に混し、世上にても申唱候赤人穩なる様子にて、幸大夫等を引渡し、帰帆いたし可申は必定に候、左候は、世上妄説には、左ほと之事に候は、老中なと海辺見分にも及ふましきを、うろたへ候事なと、当冬あたりは可申候、申候ても不厭候へとも、其心得に候は、諸藩の備向も当冬比はまたゆるみ可申候、其所へ来春比またく房総見分に相越候へは、右之趣意にも可然欵なと存候、扱又弥其通りにて可然と被存候は、只房総見分延引と申てはいかゝに付、此度猶又東海道筋見分之場所所有之、依之此度

は房州総州見分は見合候、猶重而見分之時節逐て可相達候、かやうなる趣、自分欸其許達より、村繼にて領主々々江申達候は、可相済候、又は右達し末之方へ御普請役、御小人目付、右二ヶ国地理札しとして可相越候間、相尋候儀は相札し可申聞候、右二ヶ国之委き絵図所持之者は、可差出候など申趣もそへ候は、房総州へと達候ては如何可有之哉、(後略)

こうして定信は、房総の見分を延期し、代わりに普請役と小人目付を派遣して房総の詳しい絵図を作成させた上で、来春ごろにおもむくことにした。房総の見分を延期した理由は、詳しい絵図がなく、地理が不案内なことであるが、副次的な理由として、次の二点をあげている。まず、しばらくは、伊豆の海防施設の建設だけで手がいっぱいであり、土着させる幕臣の人選についても房総の分まではずかしいこと、また二点目として、ラクスマンの根室来航を機会に海防施設を建設しようとしているのだが、ロシア船が帰つてしまえば、やがて「諸藩の備向」もゆるむだろうが、来春ごろに定信が房総を見分すれば、そのゆるみを正すことができること。このように老中という立場からの政治的な判断もあつて、房総の見分を延期したのである。

結語にかえて

本稿では、まず、ロシア使節ラクスマンの根室来航を直接の契機として実施された、寛政四年十二月の普請役らの廻村について述べ、廻村先では海防施設設置のための用地の見立てという本当の目的が伏せられていたこと、また、実際の廻村は、その後に予定されていた勘定奉行らの廻村を円滑に行うための予備調査にとどまっていたことを明らかにした。

また、翌五年正月から三月初めにかけての勘定奉行らの廻村においても、本当の目的が明らかにされず、廻村先では不安や憶測が生じていた。また、調査は前年の書き上げに比べて項目がやや増えているが、それは海防施設を建設し、その周辺を領有するための用地選定の判断材料を得ようとするものであった。それでも、短期間の急ぎ足の廻村であった。さらに山間部を廻村しているようすがみられることから、立体的に地理を把握しようという動きも一部にはうかがうことができると指摘した。

三月から四月にかけての松平定信の伊豆・相模の見分では、それまでの廻村とは異なり、異国船の江戸湾侵入や外国人の上陸をも想定した実戦的な立場からの見分が行われ、内陸を含む地理を立体的につかむことが目的とされた。そのため、当初、予定されていた房

総（上総国）の見分は、詳細な地図がないことなどを理由に、取り止めとなり、伊豆・相模国のみ見分となったのである。

最後に、房総の詳しい絵図（地図）を作成するための普請役・小人目付の派遣について、若干の展望を述べておきたい。この派遣については、前述の定信の三月二十六日の書付に具体的な構想が記されているが、ほぼその通りに普請役・小人目付が房総三国に派遣された⁶⁵⁾。ここでは、派遣された幕府役人の名のみを列記しておきたい。

まず、安房国へは、普請役倉橋貞之丞、同三谷千之助、小人目付小池定八、「勘定所湯呑所之者」飯嶋元次郎⁶⁶⁾、上総国へは、普請役河嶋彦藏、同星野瀬助、小人目付岩崎半五郎、「普請役下役当分御雇」村上嶋之丞⁶⁷⁾、下総国へは、普請役元ノ三谷左一兵衛、郡代組付普請役格の荒井平吉、小人目付宮崎善八、「西丸御宮御門番同心方出役」小林源之助⁶⁸⁾、以上の十二名が房総を細かに調査・見分をした。

寛政四年十二月に始まる、一連の廻村・見分は、その後、一方で寛政十年（一七九八）から文化三年（一八〇六）ごろにかけての関東郡代付勘定組頭らの「地域社会」を把握するための見分と、他方で文化四年から再開される海防施設設置のための見分⁶⁹⁾、この両者の先駆けとなったと考えている。すなわち、松平定信政権が、その最終盤で、ラクスマン来航を契機に実施した、一連の廻村・見分は、その後、「地域社会」の掌握と海防政策の実施とに目的が分化し、それぞれに調査内容が深められていくのである。「地域社会」の実情を

掌握するという幕府の方針の成立は、さまざまな国内的動向からみて必然的であったかもしれないが、それがラクスマン来航という対外的契機と強烈な危機意識を抱いた松平定信という歴史的個性によって促進されたという展望を描いている。そして、このことが松平定信政権の歴史的な位置を象徴しているのではないだろうか。なお、普請役・小人目付の房総見分とその後の展開については、別稿を用意したいと思う。

註

- (1) 拙稿「白河藩の江戸湾警備と分領支配(上)」、『三浦古文化』四六号、一九八九年、「江戸湾防備政策の展開と民衆の論理——房総沿岸諸村を中心に——」、『関東近世史研究』三〇号、一九九一年。
- (2) 拙稿「寛政——文化期の幕閣と対外政策」、『千葉県立君津商業高等学校機関誌「いわせ川」』九号、一九八六年・一〇号、一九八七年。
- (3) 藤田覚「松平定信」(中公新書、一九九三年)、同「一九世紀前半の日本——国民国家形成の前提」、『岩波講座 日本通史 第15巻 近世5』一九九五年)。
- (4) 高橋章則「近世後期の歴史学と林述斎」、『日本思想史研究』二二一号、東北大学文学部日本思想史学研究室、一九八九年)、白井哲哉「地誌調所編纂事業に関する基礎的研究」、『関東近世史研究』二七号、一九九〇年)、同「江戸幕府の書物編纂と寛政改革」、『日本歴史』五六三号、一九九五年)、羽賀祥二「風土記・「図絵」の編纂と地域社会」、『関東近世史研究』三六号、一九九四年)、吉岡孝「江戸周辺地域における地域秩序の変容と生活」(村上直編『幕藩制社会の地域的展開』雄山閣出版、一九九六年)、岩橋清美「地域の歴史と権力の歴史——江戸幕府の地誌編纂事業における寛政期の意義——」(村上直編『同前書』、同「近世における地域の成立と地域史編纂」(『地方史研究』二六三号、一九九六年)など。

- (5) 『字下人言・修行録』(岩波文庫) 一三八頁。
- (6) 前掲、白井哲哉「江戸幕府の書物編纂と寛政改革」。その後、幕府は嘉永二年に江戸湾沿岸の水深を含めた調査を行なっており、この時の海岸図が、対外防備の実施にどこまで役にたつものであったかは疑問である。
- (7) 堀江俊次「房総からみた江戸」(千葉歴史学会大会講演、一九八八年二月)、同「房総概念の形成」(『千葉史学』二〇号、一九九二年)。
- (8) 前掲、藤田覚「松平定信」(中公新書) 一九六頁。
- (9) 註(5)の一七五頁。前掲拙稿「寛政——文化期の幕閣と対外政策」
- (10) 註(5)の一六七・一六八頁。
- (11) 註(8)の二〇四頁。
- (12) 「寛政秘策」(『未刊随筆百種 第十一巻』) 八七頁。
- (13) 『内閣文庫所蔵史籍叢刊 28 憲法類集』三三六頁。
- (14) 神奈川宿からの將軍の「御引綱御獄」「御関船水主之業等」の謁見とこの時期に準備が開始されていた「小金ヶ原」の鹿狩を同列に見て、警備体制の構築を述べており、鹿狩の性格の一端を示しているといえよう。
- (15) 註(12)の八七・八八頁。
- (16) 註(8)の二〇四頁。
- (17) 註(12)の八九頁。前掲拙稿「寛政——文化期の幕閣と対外政策」。
- (18) 註(12)の九二頁。『勝海舟全集 第六巻 陸軍歴史』(改造社) 三六八・三六九頁。
- (19) 註(13)の三三七頁。この末尾には「右之趣、万石以上江、為心得無急度可被咄置候」とあって、かなり緩やかな指示である。
- (20) 註(12)の九二頁。前掲、『勝海舟全集 第六巻 陸軍歴史』三六七・三六八頁。
- (21) 註(13)の二二二頁。触書自体は十二月付だが、前書に「十二月四日、松平越中守殿御渡」とある。また、『通航一覽附録卷十三』(四三一頁)にも、同文の触書があり、十二月四日に達すとある。この触書はさっそく関係する領主を通じて順達された。例えば、旗本山下五左衛門の上総国内の知行所十二か村には十二月十七日付で出さ

- れており、知行所の天羽郡岩坂村では、同月二十日にこれを写し取っている(『富津市史 史料集二』二八二頁)。
- (22) 安房郡鋸南町下佐久間 富永悟家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」(A支配7)。なお、本稿の富永悟家文書については、一九九二年一月に、当時の安房郡富山町史編纂の過程で筆者も加わって撮影した写真を使用した。
- (23) 館山市船形 正木高明家文書。
- (24) 竜嶋・下佐久間・久枝の三か村の分は、註(22)の史料にまともて写し取られている。日付は、いずれも十二月十九日で「今日、小磯清九郎様、星野瀬助様御通り、差上申候」と添書されている。これとは別に久枝村だけの「覚」も現存し(安房郡富山町久枝区有文書「久枝村差出帳控」(村況1-5)。内容・文言は同じ)、末尾に「寛政四年十二月、御小目付小磯清九郎様、御請役星野瀬助、差出申候」と添書されている。
- (25) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」(A支配7)。
- (26) 「寛政四子年覚書」内閣文庫蔵。なお、同役には、大貫治右衛門・大岡源右衛門・伊奈友之助・三河口太忠がいる。
- (27) 「船橋市史 史料編二」九四頁。なお、ここには、幕府代官篠山十兵衛役所の発した日付が、「十二月十三日」とある。
- (28) 「東金市史 史料篇三」七〇頁。
- (29) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」。
- (30) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」。
- (31) 横須賀史学研究会編『浦賀奉行所史料 第一集 白井家文書 上巻』四〇一頁。
- (32) 富永家文書「板井ヶ谷陣屋勤方日記(寛政五年正月〜八月)」(日記4)。
- (33) 『海上町史 史料編II』五五四頁。
- (34) 『通航一覽附録卷十三』四三二頁。
- (35) 『富津市史 史料集二』二四八頁。
- (36) 当時の旗本酒井氏は、知行高三千石で、知行地は安房国平郡内の龍嶋・下佐久間・佐久間下・二部・検儀谷原・久枝・合戸・宮谷・吉井・米沢の十か村で、龍嶋村内にある板井ヶ谷陣屋を支配拠点と

寛政改革における幕府の房総廻村について（筑紫）

- した。また、当時の安房勝山藩酒井氏は、表高一万二千石で、平郡内には二〇か村、約三千五百石の領地を持ち、勝山村の勝山陣屋で平郡内の領地を治めていた。旗本酒井氏は、天和三年（一六八三）に勝山藩酒井氏が三千石を分知して成立したもので、両家は本家・分家の関係にあった。旗本酒井氏は大名主四郎右衛門に、勝山藩は大名主又右衛門に、それぞれ支配を補完させていた（『鋸南町史』）。
- (37) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」。
- (38) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」。
- (39) なお、表²では詳述しなかったが、三月十五日に公儀役人一行を迎えに出た陣屋役人吉野岡右衛門が、久世広民から言葉かけられて「土手際ニ而暫く御物語被遊」ている。その理由は、主君の旗本酒井忠頼にとって、久世広民が実の叔父にあたることから（『新訂寛政重修諸家譜 第二』三四頁）、酒井氏の重臣の一人である吉野岡右衛門は、定吉と称した若い頃から、久世広民とは面識があったのである（前掲「板井ヶ谷陣屋勤方日記」）。
- (40) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」。
- (41) 久枝区有文書「久枝村差出帳控」（村況1-5）。二月十五日の日付がある。
- (42) 『千葉県史料 近世篇 上総国上』六五号史料。寛政五年二月付、辻民右衛門あてである。東浪見村も海辺の村である。
- (43) 海辺の村でも、必要な村からは絵図を受け取っている。例えば、海上郡付近では、「村高・反別・石盛・家数・村稼・連上・船役、御札、石高付村明細帳・素絵図奉差上候」という村もあった（『海上町史 史料編II』五五四頁）。なお、寛政五年正月・二月の勘定奉行らの相模国廻村の時に差し出した文書（写）には、管見の限りで、鎌倉郡極楽寺村の「乍恐口上書を以奉申上候（村柄口上書）（同年正月付）」（『鎌倉近世史料 極楽寺村編』三二四・三二五頁）と、同郡乱橋材木座村の「覚（村高辻書上）（同年二月付、普請役辻民右衛門あて）」（『鎌倉近世史料 乱橋材木座村編』一一・一二頁）がある。房総と相模は一連の廻村であるので当然ではあるが、前者にも、廻村の理由が「浦々御取締」と記されている。
- (44) 嶺岡牧を管轄する陣屋。久枝区有文書「久枝村差出帳控」に収められて、「久枝村書上控」の末尾に「八丁陣屋下御詰所迄罷出候」とある。
- (45) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」。
- (46) 『通航一覽附録卷十三』四三二頁。
- (47) 註(8)の二〇七頁。
- (48) 『柳宮日記』内閣文庫蔵。寛政五年三月十三日の条。註(5)の一七六頁にも、定信の見分は、「もとより上旨も在なれば」としていい。
- (49) 『柳宮日記』内閣文庫蔵。寛政五年四月八日の条。なお、『続徳川実紀 第一篇』の同日の条には、「豆相房上下総の浦々。及大島へも渡海し。要害の地巡視はてゝきのふ帰府ありしによりけふ謁せらる」とあるが、定信の見分は、「豆相」のみで、大島にも行っていない。
- (50) 『江戸幕府』日記（寛政五年正月から三月）（内閣文庫蔵）の三月二十八日の条に「越中守旅中江次飛脚差立之」とある。
- (51) 註(12)の七五七七頁。
- (52) 註(5)の一七七頁。
- (53) MOA美術館図録『伊豆国の遺宝』一〇頁。
- (54) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」。
- (55) 富永家文書「久世丹後守殿浦方御廻村御触書写」、及び「御宿割并人馬帳」（M交通33）。なお、平郡勝山村の勝山藩の大名主のもとにも、同文の人馬先触・宿割心得の廻状が三月十七日の朝、届けられた。その前文に定信らの見分の予定として、次のように記されている。すなわち、三月十八日に江戸を出発し、「伊豆・相模浦々御巡見」、四月四日三崎、六日浦賀に到着、七日は浦賀に滞在、「夫々天気次第二百首村江御渡海」とある（鋸南町勝山 平井家文書「寛政五丑年三月御通行 松平越中守様御先触写」）。
- (56) 『富津市史 史料集二』二八四・二八五頁。なお、久世広民の触書と同文だが、発給者が、久世以外の勘定奉行連名の触書が、代官内方鉄五郎の添書をつけて、上総国山辺郡田中村にも順達されており（『東金市史 史料篇二』七〇頁）、この触書は上総国全域に出さ

れたものといつてよい。

(61) 『通航一覽附録卷十三』四三五頁。

(62) 「画図」とは、伊豆国田方郡安久村の名主秋山文蔵の編纂して
いた地誌『豆州志稿』の一部分などを指すと思われる。『増訂豆州志稿』
(長坂書店、一九六七年)の解説を参照。

(63) 「御国総図」とは、いわゆる日本総図のことである。川村博忠著
『国絵図』(吉川弘文館、一九九〇年)によれば、幕府が作成させた
国絵図は、幕府文庫に収納することを目的としたもので、実用を主
目的にしたものではないため、必ずしも正確ではなく、その国絵図
を接合させたものが日本総図で、接合するなかで正確さが増すと
いう。定信が見た図は、その日本総図をもとにした図ということ、
はなはだ不正確な図ということになる。

(64) 『通航一覽附録卷十三』四三五〜四三七頁。

(65) この見分については、『富山町史 通史編』(安房郡富山町、一九
九三年刊)と『寛政改革と袖ヶ浦市域』(『広報そでがうら 三八九
号』袖ヶ浦市、一九九五年発行)で詳述した。

(66) 『富山町史 史料編第1集』二三五頁。

(67) 袖ヶ浦市川原井 森慎家文書「松 越中守様被 仰出候分間御用
御先触写」(整理番号12)。

(68) 『海上町史 史料編II』五五四頁。

(69) 前掲、吉岡孝「江戸周辺地域における地域秩序の変容と生活」。

(70) 前掲拙稿「白河藩の江戸湾警備と分領支配(上)」。

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、貴重な史料の公開を許可していただ
いた史料所蔵者の方々、史料の閲覧に便宜をはかっていただいた旧富山町
史編纂委員会、袖ヶ浦市史編纂事務局、習志野市史編纂室の関係者の方
々には、たいへんお世話になりました。末尾ながら、感謝の意を表させ
ていただきます。

(千葉県立中央博物館 歴史学研究科)